

開会の日 令和8年1月21日(水)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	井 端 浩 二
副委員長	小 笠 原 美 保 子
委員	佐 藤 克 成
委員	上 ヶ 吹 豊 孝
委員	野 村 勝 憲
委員	籠 山 恵 美 子

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
基盤整備部長	横 山 裕 和
建設課長	政 井 真 一
神岡振興事務所建設農林課長	檜 木 正 憲
総務部次長兼総務課長	上 畑 浩 司
総務課管財係長	南 裕 基

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 田 健 太 郎
書記	倉 坪 正 明

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第1号 損害賠償の額の決定について

2. その他

(開会 午前10時21分)

◆開会

●委員長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。では、ただいまより第1回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

議事録署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件、お手元に配付のとおりでございます。

審査に入る前にお願いをいたします。委員の発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われましようよろしくお願ひいたします。

次に、理事者側の説明については、議案の朗読を省略するとともに、また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言をしてください。

以上、御協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第1号 損害賠償の額の決定について

●委員長（井端浩二）

それでは付託案件の審査に入ります。

議案第1号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

横山基盤整備部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは議案第1号、損害賠償の額の決定について説明いたします。

事故の概要でございます。事故の概要につきましては、令和7年2月18日の午前5時59分頃、飛騨市宮川町巣納谷地内の国道360号において、市所有のロータリー除雪車が右折をしようとした際に、後続の大型トラックが追越しをしようとしたため、ロータリー除雪車の右側前方装置部分に接触し、それにより弾き出された大型トラックが国道の交差点部の道路照明灯に衝突したものでございます。

2番の損害賠償をする相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございますが、①につきましては大型トラックの関係、②につきましては道路照明灯の關係の相手方でございます。

3番、損害賠償の額でございますが、総額で578万6,118円となります。うち、車両修理費及び車両運搬費が466万1,368円、これが相手方①に対するものとなります。これは損害額932万2,736円に対して、相手方①の過失割合50%、飛騨市の過失割合50%となりまして、それぞれ50%ずつを負担することとなります。

次ページをお願いいたします。また、うち道路照明灯の部分でございますが、こちらが112万

4,750円でございます。これは相手方②に対するものとなります。こちらは損害額224万9,500円に対して、それぞれ相手方①と飛騨市が50%ずつ過失割合があるということで負担するものでございます。②の道路管理者による負担はございません。

なお、こちらは損害賠償額の全額が保険適用となることから、市で加入している保険から支払われるため、市からの新たな支出はございませんのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

この事故の概要を見ると、ロータリー車が前を走って右折すると。そこに後続の車が追越しかけたということで、どう考えても後続車のほうが悪いような気がするんですが、それでも50対50になったのは、何か、それもこれ交差点ですよ。交差点で右折するっていうことは相手方は対向車線へはみ出すということで、どう見てもこれ交通ルールに反しているんですが、なぜこれが50・50になったか、ちょっと詳しくお願いします。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

こちらにつきましては、当初、市といたしましても保険業者のほうを通じましてそれぞれの主張を行ったところでございますが、市といたしましては、今委員おっしゃられるとおり、交差点部分での事故でありますから、先方の瑕疵のほうが多いんじゃないかというようなことで主張をいたしました。ただ、先方の主張はですね、交差点部分は右折レーンがあることから、右折レーンでなしに通常的車線側から急に出てきたと。それで右折することを予見できなかったものであるというような主張をされまして、それらをそれぞれこれまでの判例などを基に交渉をした結果、これまでの判例に基づいて、それぞれの過失があるということで50・50で解決することが妥当であるというような判断になりまして、私どもとしましてはこの判例に基づく判断は妥当でないかということで、今回これで妥結といたしますか、示談に向かいたいということに至ったものでございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

はい、分かりました。ということは、ロータリーのドライバーの方の過失もあったということなんですが、これ両車両ともドライブレコーダーはついてなかったということなんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

ドライブレコーダーはございまして、ドライブレコーダー等の動向からも、それぞれの保険業者が確認をして、それぞれに一定の瑕疵があるということで50・50が妥当であるというような判断に至っておるということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

当然事故ですから、警察が入ったと思いますね。そのとき警察の見解はどのような見解だったんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

警察の見解といいますか、警察は事故の状況を確認をされて処理をされたということですけども、その見解について、警察から直接こちらにどちらが悪いというような見解は来ておりませんが、それぞれの保険業者が、これまでの判例に基づいてどちらに瑕疵があるかということで妥結に向かって交渉したということでございます。

○委員（野村勝憲）

交差点での事故なもので、当然警察は見解を持っているはずなんですよ。これについては話合いで解決してほしいというような、警察のほうから話があったんですかね。そういう理解でよろしいのでしょうか。

□基盤整備部長（横山裕和）

そのように理解していただければと思います。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（佐藤克成）

確認ですが、相手方の保険会社はトラックにかけている一般的な自動車保険の保険担当者だと思うんですが、飛騨市が入ってる一般的な職員向けの共済保険っていうのは、特に自動車保険に特化したものではないかと思うんですが、そういった場合、相手方自動車保険の保険会社、いわゆる自動車保険のプロ集団ですね、そこと交渉するに当たってちょっと交渉力の差が出てしまうんじゃないかなと思うんですが、保険担当者間のその交渉力の差っていうのが見受けられるような気がするんですが、その点はいかがでしょう。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部次長兼総務課長（上畑浩司）

飛騨市のほうが加入している保険会社も非常に場数を踏んでおる事業者様ですから、市としましては全面的にお願いをしまして、妥当な結論を導き出していただけるということを前提に進めておりまして、今回も一応50%・50%ということになりましたけれども、市の負担は発生しないということから、今回、議案の上程に進めさせてもらったということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（小笠原美保子）

差し支えなければというか、分かればそれぞれトラックの修理代とか除雪車の修理代とか教えてください。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

トラックの修理代が、先ほど申しましたとおり修理代と車両の運搬費含めて932万2,736円でございます。市側のロータリー除雪車の修理費は34万2,000円でございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに。

○委員（籠山恵美子）

要するに事故が発生したときが令和7年の2月ですから、約1年間かかっているわけですよね。それで、今、示談で交渉したということでしたか。示談と言いましたよね、違いましたか。要するに、1年間かかってこれで損害額が決定したというのは、間に何か裁判を起こしたとかそういうことではなく、ひたすら保険屋さん同士の交渉にかかったということですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

裁判等を行っておいたわけではございません。示談交渉をそれぞれの保険会社を通じて行っておりましたが、この示談に至るまでの時間がかかったこと、それぞれの主張を言い合っておいて交渉するのに時間がかかったことと、及び事故車両の修理等の費用の確定までにも一定の時間がかかったということで、これまで時間がかかったということでございますが、これでまとまりそうだというところで、決まった直近の議会が今回の議会であったということでございます。

○委員（籠山恵美子）

これだけかかるというのは普通車ではそうあり得ないかなと、よっぽど裁判でもかけない限りはないと思いますけど、車両が特殊車両だったからなのか、どうなんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

車両につきましてはですね、先方の車両は大型トラックということですが、食料品を運ぶ保冷車でございまして、そちらのほうがやはり特殊車両であるというようなことから、その費用の算定に時間がかかったところはあるかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

今、お話を詳しくお聞きしますとね、右折用のレーンがあったと。だけど後ろの、要するに追い越そうとしたトラックの主張は、右折のレーンにこの除雪車が入ってこなかったから真っすぐ行くんだろうと思って追い越そうとしたというのが主張ですよね。だけどそのときに、たまたま右折レーンにこれから入ろうとしたのか、うっかりしちゃったのか分かりませんが、右折のランプは、方向指示器はつけてたわけですよね。それもなしだったんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

こちらのほうが、やはりドライブレコーダーで判断したところ除雪車のウインカーの点滅が確認できなかったということで、やはり除雪車のウインカーを出すのが遅かったといえますか、追越し時点では確認できなかったということで、そちらも先方のやっぱり主張で、ウインカーが確認できなかったということをおられますので、その辺りもそれぞれの瑕疵の判断につながったものかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

お互いにドライブレコーダーがあって、それで客観的に判断できたからということだと、こういうふうに半々になっちゃうということなんですね。

□基盤整備部長（横山裕和）

保険業者から伺った内容によりますと、やはりこういうのは全国でこれまでの判例の積み重ねがございまして、どの判例に最も近いかということから交渉するようでございます。

この例につきましても、これまでの事例に照らし合わせて、それぞれ50%ずつの負担で解決するのが妥当であるというような事例に近いことから、それが妥当であるというようなことで進めるべきであるというようなことを聞いております。

●委員長（井端浩二）

ほかにいいですか。

○委員（野村勝憲）

これは黒塗りになっているのでちょっと分かりませんが、この事業者は個人事業者ですか。それとも株式会社に所属する保冷車なんですかね。

□基盤整備部長（横山裕和）

株式会社の所有の保冷車でございます。

○委員（野村勝憲）

当然、保冷車ですから富山方面へ向かっていこうということだったと思いますけども、北陸方面へね。当然、営業には相当影響が出たんでしょうか。その辺の対応はされたんでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

この大型車両は富山方面からこちらのほうへ、飛騨市側へ向かってきたもので、飛騨市側に向かって来つつ追越しをかけたということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました1案件に対する委員会の報告書の作成につきましては、会議規則第109条の規定により、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決定をいたしました。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上で第1回産業常任委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（ 閉会 午前10時39分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端 浩二